

中野区教育委員会会議録 平成25年第17回定例会

○開会日 平成25年5月31日(金)

○場 所 南中野区民活動センター

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時45分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	古 川 康 司
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 大 島 やよい

委 員 小 林 福太郎

○傍聴者数 35人

○議事日程

[協議事項]

(1) いじめ・体罰の根絶に向けた取組について (指導室長)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 中野区立図書館の管理運営状況について (知的資産担当)

小・中学校校舎等耐震補強工事の実施について (子ども教育施設担当)

中野区 教育委員会
第 1 7 回定例会
(平成 2 5 年 5 月 3 1 日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第17回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。教育委員会の会議における傍聴人の数については、中野区教育委員会傍聴規則第3条により20人以内と定められております。

本日は、傍聴を希望される方が20人を超えてお見えになっていますので、同規則第3条ただし書の規定により、20人を超えて傍聴することを認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大島委員長

ご異議ありませんので、20人を超えて会議を傍聴することを認めることに決定いたしました。傍聴の方はなるべく席を詰めてお座りいただきますようお願いいたします。

ここで、傍聴の方にお知らせいたします。本日の事務局報告事項の2番目、「小・中学校校舎等耐震補強工事の実施について」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴の方はご退室の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

さて、本日の地域での教育委員会は、中野区において開かれた教育行政をより一層推進するために、年2回程度区民活動センターなどに場所を移して開催をしているもので、本日で23回目の開催となります。

会議の進行については通常のエグゼクティブ委員会と同じように進めてまいります。本日の協議事項、「いじめ・体罰の根絶に向けた取組について」の協議の途中で会議を一たん休憩し、協議テーマに関して傍聴の方のご意見をいただく時間を設けたいと思います。その後、会議を再開し、いただいたご意見も参考にしながら引き続き協議を深めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

大島委員長

協議事項、「いじめ・体罰の根絶に向けた取組について」の協議を行います。

まず初めに、事務局から「平成25年度 いじめの根絶に向けた取組について」の資料の説明をお願いします。

指導室長

それでは、私のほうから本日の協議事項、「いじめの根絶に向けた取組について」のご報告をしたいと思います。

このいじめ、それからきょう後半で協議していただきます体罰については、昨年度、全国的に教育に関する大きな問題として取り扱われました。また、社会問題にまで発展したというふうに言ってもいいかなと思っています。対学校現場、教育行政にかかわる私たちにとっては、重く受けとめる問題だなと思っています。この二つのテーマについては、昨年度からこの教育委員会でもるる報告をさせていただいたところなのですが、本日改めてこの問題の本質、有効な取組についてぜひご協議をいただければと思っています。

まず初めに、いじめの根絶に向けた取組についてご説明いたしますが、資料は「いじめ根絶に向けた取組について」というA4、1枚物のペーパー、それから、ちょっと字が小さくて恐縮なのですが、「保護者・地域の皆様へ」ということで、これは本当はA3の大きい裏表になっているのですが、A4に縮小した1枚物、最後は「いじめ防止に向けて」というホームページに現在載せてある教員向けの研修資料、その三つを使って説明をさせていただきます。

まず初めに、いじめの定義ですが、冊子のほうの2ページをお開きいただければと思います。

「1 いじめとは」というところで、文部科学省が定義づけたものがそこに説明として載っています。そのポイントなのですが、まず、いじめというのは、いじめられた側の児童・生徒の立場に立って考えるということ。それから、精神的な苦痛、当然、肉体的な苦痛、そういうものを伴うものということ、その下に丸で囲んであるのですが、いじめられた児童・生徒が「いじめ」と感じたら、きちっと「いじめ」というふうに考えて対応していくことが必要だということをまず前提にして話を進めていきたいなと思っています。

昨年度、関西のほうで起きたいじめ、それに伴う自殺ということがありまして、中野区のほうでも幾つか対応しています。東京都は緊急に昨年度7月に調査をしたのですが、中野区は以前から年間3回、ペーパー1枚物のグラフが載っているものを見ていただきたい

のですが、10月、12月、2月と3回ほど実態調査を区全体として行っています。

それをちょっと見ていただきたいのですが、例えば10月、小学校120件、中学校が97件、子どものほうから訴えがありました。それに対して、当然、学校としては保護者の協力を得て対応していくのですが、12月のところを見ていただくと、解決した件数が小学校で103件、中学校で80件で、大体これは85%ぐらいに当たる数字だと思います。この詳細を見ていきますと、いじめというものもありますし、人間関係がうまくいかないようなことをいじめというふうに子どもが訴えた部分もあります。ですので、比較的2か月の間で8割5分ぐらいが解決していくということは、全て悪質な、深刻な問題ではないというふうに私たちは捉えていきたいなと思います。

その先なのですが、2月になると、残った17件、小学校は13件、中学校はやっぱり年齢が高くなっていくとなかなか解決が難しいという部分もありまして、3件ということで、年度の終わりで4件、それから14件が継続の対応という形になっています。

その様態を見ますと、下のところの円グラフを見ていただきたいのですが、小学校、中学校、似たような傾向があります。小学校で言いますと、悪口や暴力、仲間外れや物を隠す。中学校については、悪口が大体4割ぐらいで、パーセンテージとして比較的高いものを示しています。中学校になるとメールによる誹謗・中傷というのが、小学校では1%ぐらいだったのですが、これが4%となるというあたりは、少し年齢の発達段階の特徴かなと思います。

これに対して学校の対応なのですが、いじめの場合は1件1件個別に対応していくのが原則です。これは手間と時間がかかるのですが、そう簡単に解決できるものではないので、丁寧に対応していきます。具体的には2者面談と言って、先生と子どもとやっていく場合もありますが、場合によっては保護者の方にも来ていただいて、3者面談できちっと協力をした形でやっていくということがあります。

先ほどの冊子の10ページを見ていただきたいのですが、比較的簡単なケースは担任と子ども、又は保護者の協力で解決していくのですが、いろいろ複雑化するようなケースも中にはあります。そうしたときに学校の体制で、10ページのところに「いじめ対策プロジェクト」という図式が出ているのですが、学校にはスクールカウンセラーと言われる臨床心理の専門家が現在配置されています。今年度から小学校も全校、スクールカウンセラーが週1回ぐらい配置をされる形になりました。

また、中野区では心の教室相談員という、ボランティア的な形で子どもの話し相手にな

るというようなシステムもありますので、担任一人で解決するのではなくて、チームとしてこれをいろんな角度から、子どもの様子を観察するだとか、状況を確認して対応していくということが必要になってきます。現在はそういう形で進めているところです。

また一番最初のペーパーのところに戻っていただきたいのですが、左下のところに「いじめ防止に向けた各校の代表的な取組」というところで、そこに幾つか挙げてあります。

「実態把握のために」ということでアンケート調査、これは毎月実施をしている学校も中にはあります。ただ、これは校長先生の判断になりますので、もう少し間隔を置いて実施している学校もあります。これの効果なのですけれども、実態が見えるということもありますが、先生たちは知っているのだよと。子どもの世界ですからいろんなことがありますけれども、先生たちはちゃんとそれを知っているのだよということを言うという抑止的な部分もあるかと思います。

二つ目の「面談等の実施」というところなのですが、この個別面談というのは非常に効果的です。特に小学校の高学年の女子ですとか、中学生には大変効果が大きいものがあります。これを通じて先生との信頼関係なども構築できるというメリットもあります。

それから、②の「自律性」のところ、校内標語コンクールですとか、あいさつ運動ですが、あいさつ運動は校門のところ、朝、「おはようございます」という気持ちを新たにしようというものも学校の雰囲気づくりとしては必要です。

③の二つ目の「○」で、「わかる授業」とあるのですが、この「わかる授業」というのは、やはり学校は勉強する場所ですから、子どもの生活の基本になってきます。わからないと何かほかのことをし始めたり、周りの友達にちょっかいを出してみたりということがあるので、教員のほうとしてはなるべくたくさんの子どもがわかる授業を心がける必要もあります。

それから、4番目として「早期発見」ということになります。早期発見、早期対応のところ、先ほどネットのお話を少し中学生のほうでしたのですが、ネットを介したものは、削除依頼とか、いろんな手続が必要になってきますので、警察とも連携をして専門家に入ってもらうような対応も必要ですし、また、悪質な行為、例えば多額の金銭を要求するとか、中野区ではないのですが、そういうことがあった場合には警察とも連携をしながら対応していくことも必要になってくると考えています。

それから、「いじめを許さない雰囲気をつくる」ということで、冊子のほうの3ページ、4ページを見ていただけますでしょうか。

いじめというのは発生しないことが一番望ましいのですが、逆にいじめのない学校はないという言葉もあるように、そう簡単にゼロにするのはなかなか難しいことなのですが、とにかくそういう許さない雰囲気をきちんとつくるといったことが大切になります。

4ページの上のところに、ア)、イ)、ウ)、エ)、オ) というのが載っていますが、まず「明るく楽しい学校」。先ほど授業のお話をしましたが、まず学校の雰囲気を明るくするというので、幾つかそこにポイントが載っています。それから、イ)のところで「基本的な生活習慣」。これは先ほどあいさつ運動のお話もしましたが、私たちは学校に行くと、見るところが幾つかあるのですが、げた箱の靴がきちっとそろっているかどうかというのは、生活指導が徹底しているかどうかの一つのポイントだと思うのです。やはり履物そろとう心がそろうというような詩もあるのですが、そのあたりの生活習慣のところ。

それから、右側のほうに行ってください、「正しい言葉遣い」。「～です」「～ます」という文末ですとか、そのあたりも一つ大切どころになりますし、その下にある「物を大切に使う」。学校で言うと、例えばみんなが使う掃除用具、それからロッカーですとか、クラスのボールですとか、そういうようなものをきちんと最後責任を持って片づけるとか、大切に使うということは必要になってくるかと思えます。

それから、オ)の一つ目に載っている「自分の思いや考えを表現できる」。これは当たり前のことのようになかなか難しい。これが不得手なお子さんは、つい言葉ではなくて行動で示してしまう、たたいてしまうというのは小学校低学年などではあります。自分の思いをきちんと自分の言葉で説明できるように、先生のほうはアシストしていくことが必要になってくるかと思えます。

それから、同じく予防していくというところで、豊かな心を育てるというところ、ページで言いますと8ページに読ませたい本をリストアップしています。いいお話というのは、子どもの心を耕すことにもつながります。人間にとって大切なこと——今度もカンヌ映画祭で幾つか映画が話題になっていますが、やはりいいお話というので、時には涙しながらお話を聞くということも子どもにとってはとてもいい効果があるのかなと思っています。

それから、人権感覚というところで、「教員の人権感覚」、これは11ページ、12ページをごらんください。

先生に正しい人権感覚がないと、やはりクラスでいじめが発生する割合は高くなってきます。11ページのところに載っているのですが、「児童・生徒の呼び方」を、例えば私だったら「川島」と言うのか、「君」とか「さん」という形で呼ぶのかということもやは

りとても大切なことですし、それから、「不用意な言葉」というのがその隣にあるのですが、そこにあるように「何でこんなことができないの」と。子どもは、学校に来てできることばかりをやるわけじゃなくて、できないことができるようになるのが学校に来る意味というふうに考えますと「何でできないの」と言うようなことはなるべく避けていきたいなと思っています。そのあたりをポイントとして、教員研修などは進めていく必要があるかなと思います。

最後のほうになるのですが「教育委員会の取組」、1枚物の最初の資料の右側の下です。今説明したことを少しまとめる形になるのですが、教育委員会の取組としては、先ほど申し上げた「いじめアンケート」の実施で実態把握をするということをやっています。それから、今、参考資料として冊子のほうを説明したのですが、「いじめ防止に向けて」という資料を発行して、これを教員の研修に使っていくということ。それから、いじめが起きて学校現場が困った場合には、教育管理職経験者、校長先生のOB、副校長先生のOB、それから臨床心理士が学校を訪問して、具体的に相談に乗ったり、又は対応をするということをも行っています。

それから、予防のためにということで、もう1枚のA4のペーパーがあるのですが、こういう資料などを保護者にも協力を得るために発行するだとか、資料の右側には、いじめで困ったらどういうところに相談をしたらいいか、幾つか相談する機関がありますので、そういうことをお知らせする形で、相談できるような対応をしています。

それから、教員研修については、そこに「いじめ防止研修」、「副校長研修会」、その他載っていますが、この冊子などを使った形で、それぞれの職責に応じた研修を行うというようなことを教育委員会としては行っています。

最後に、冊子のほうの13ページをごらんください。

インターネット等、携帯電話その他を使ってやはりいろんなことが起きています。幸いなことに中野区ではそれほど大きな問題はないのですが、やはりメールだとか掲示板に不適切な書き込みがあったというような報告は、これは中学校のほうなのですが、何件かこちらに報告を受けています。これについて、学校のほうでは情報モラル教育、ちょうど半分より下くらいに「発達段階に応じた情報モラル教育」ということで、セーフティ教室などを使ってやっている学校もあるのですが、ネット社会の光と影の部分については、学校のほうでも授業を行っています。

ただ、学校には基本的に携帯電話等は持ってきませんので、やはり家庭でどういうルー

ルをつくっていくことが大切かということで、携帯電話であればフィルタリングソフトをきちんとかけるとか、コンピュータなどは子どもの部屋に持っていくのではなくて、リビングルームでたくさんの家族がいる中で見てみるということとか、幾つか工夫できることがあるのですが、そういうことを保護者の方にも理解をしていただいて、学校では授業を通じて情報モラル教育をやる、家庭ではさまざまな約束事をお子さんとしてもらうという形で、こういうネットに絡んだいじめ等が発生しないようなことが必要であると考えております。いじめ防止に向けての取り組みということで報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

大島委員長

それでは、ただいまの件について各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

高木委員

今、指導室長からお話がありましたが、一番最初のいじめの定義のところですね。もちろん文部科学省でも定義をしていますが、中野区の教育委員会としても、被害に遭った子どもがいじめと感じたら、その形式とか内容は全く関係なく、それはいじめなのだと定義する、これがやっぱり大切だと思うのです。このことを我々教育委員会、あるいは現場の先生方、保護者の方、みんなが共有していかないと、私はふだん短大の教諭をやっているのですが、短大生になっても「いじる」。つまり、友達同士で少し変わった子をさわって一漫才の用語なのですかね。コミュニケーションを円滑にする的などがやっぱり多いのですね。

でも、一つ間違えるとこれはいじめになりますので、本人が感じたらそれは全部いじめなのだと。ただし、いじめにもいろんな段階といいますか、レベルがありますので、本当にひどいものから日常のクラス活動、コミュニケーションの中で、それは人間が生活する社会ですから、どうしても出てくるもの、そこはやはり担任の先生が適切に指導していくということがあると思うので、このところの定義をきちっとしていくべきだなというのは強く感じております。

中野区の対策として、ディフェンス的な早期発見、早期対応については、教育委員会でも現場の先生方、校長先生方と協議しながら、例えば定期的にアンケート調査でスクリーニングをやっていって量的に把握しましょうとか、あと、校内の体制をしっかりとしましょうということは私は割ときちっとできていると思うのですね。ただ、それはあくまで早期

発見、早期対応であって、なかなか予防というところには行きづらいと思うのです。また、いじめを全くゼロにするというのは、努力はしますが、人間の社会の営みなので難しい。その中で人権教育ですとか、自尊感情を高める。やはりいじめる側の子どもにも、根っからの悪ではなくて、何か日常の中で不満足や自分が認められないというのがあっていじめになると思うので、ここが一番大切であって難しいと思うのですが、力を入れていくということが肝要なのかなと。

あと、一番最後に指導室長から説明があった、インターネット等によるいじめの問題がやはりこれからは大きいと思うのですね。そういうことも含めて情報モラル教育がすごく大切だと思います。

ただ、この情報モラル教育も、我々や教員、あるいは保護者の方も含めて、子どもたちからパソコンやスマホがあったわけではないので、なかなか皆さん、そんなに全員が得意というわけではないと思うのですね。学校の現場には基本的には携帯電話やスマホは持ってこられないことになっていますので、なかなか指導も考え方とか指導の部分しかない。

私も、小学校の子どもは塾に行かせていますので、キッズ携帯、家との連絡しかできないやつを持たせていて、長男は中学生ですので学校には持たせていませんが、外出時用に携帯を持たせて、それはかなり強いセキュリティが入っているのですが、やはり全部の保護者の方が携帯やスマホに詳しいわけではありませんので、このところで保護者との連携の情報モラル教育はこれから中野区がもっと力を入れていかなくてはいけないのかなと。

特にここの保護者への啓発活動で、携帯電話、パソコン等とあります。そのとおりなのですが、今、皆さんあまり携帯ではないですよ。もうスマホになっているので、そこからもうちちょっと意識を変えて、小学校、中学校でセーフティ教室を盛んにやっているのです。でも、なかなかそこが浸透して、パッと携帯なりスマホを出してみても、みんなフィルタリングがかかっているかという、多分まだできていないと思うのですね。そのところはやはりこれから力を入れていく必要があるのではないかなと思っております。

大島委員長

では、ほかの委員の方、どうでしょうか。

小林委員

先ほど指導室長から区としてのいろいろ対応とか、指導とか、非常に丁寧に説明がありました。その中で、もちろん各学校の先生方はこのいじめの根絶、また指導、大変よくやっていたらと思うのですが、教員だけではなくて、先ほどのお話のようにスクー

ルカウンセラーであるとか、心の教室相談員とか、多くの目で子どもたちを見ていくというのは非常に重要だと思うのですね。

今、中学校では全て配置されていると思うのですが、小学校へのスクールカウンセラーの配置の状況とか、心の教室相談員についての配置の状況をもう一度確認したいと思うのですけれども、今わかる範囲で教えていただければと思います。

指導室長

まず、スクールカウンセラーなのですが、中学校は既に全校配置になっています。小学校なのですが、昨年度までは一部の配置だったのです。本区で言いますと、25校中6校配置だったのですが、今年度から、都のほうで予算をつけてもらいまして、全校配置、中野区の全ての小学校にスクールカウンセラーが配置できている状況であります。

それから、心の教室相談員ですが、これは既に全校に配置をしまして、週2日から3日程度配置をしておりますので、この二つの職の方たちがある程度子どもたちの心の問題ですとか、それからまた保護者への対応とかを行うことができるのではないかなと考えております。

小林委員

今、小学校にも全校配置になったということで、非常に心強いことだと思います。これで中学校、小学校とも全て臨床心理士が配置されたということで、さらに中野区独自で心の教室相談員というのを配置しているわけですので、これも継続して充実していく必要があるかなと思います。

ただ、校内でカウンセラーがいるから、ではそちらにお任せしましょうという状況ではなく、やはり一緒に指導していくというか、時にはお互いに違う立場でカウンセリングをしたりということもありますけれども、最終的には子どものために連携をしていくことが重要だと思いますので、そのあたりの校内の体制というんですかね。やはり学校によっていろいろまちまちだと思いますけれども、研修などを通じて効果的に活用するのでしょうか、それをさらに進めていただければなと思います。

指導室長

今、小林委員からご指摘いただいた校内体制、それから、せっかく全校配置になって専門家が来てくれるということで、各学校では生活指導関係の打合せ会議を週1回程度行っているのですが、それをスクールカウンセラーが来る日に、その曜日に設定をするというような工夫をして、学校で悩んでいる子をどうしようかなと考えていることを相談して意

見をもらうだとか、又はアドバイスをもらうというような形で、有効に活用するように校長をお願いをしているところです。

大島委員長

では、ほかに。

渡邊委員

いじめの問題については、非常にあってはならないものと私は常に考えておりますので、多少あるのは仕方ないと言いつつも、絶対あってはならないという立場で物を考えさせていただいているのですが、例えばこの中で、私は職業上、医師なものですから、体についた傷ははたから見てもわかりやすいし、誰々がくっつけたということはあると思うのです。ただ、言葉の傷というのは、誰が言った、言わないという話はどこにも証拠が残ってこない。

そういう話なのですけれども、結局、どんな人でもけんかになるというのは、実際、人の尊厳にかかわるような言葉を言ってしまうことがやはり問題になる。たった一言でも深く心を傷つけることというのは本当にあることであって、そういうようなことの注意というのは、説明の中にもあったのですけれども、正しい言葉を使うとかですね。ただ、その言葉というのは、正しくないことをわかっていてわざと使うわけですから、思いやる気持ちがない人はそれを言ってしまうわけですね。ですから、そういう教育は非常に重要で、また、これは学校だけの問題じゃなくて、家庭の中に広げていかなければ解決にならないので、学校と保護者との間でも勉強会とか、そういったものを持つ機会とかは考えていただきたいなど。やはり言葉の暴力というのはいかにひどいものかとかですね。

昔で言うと、インターネットに関してはペンの暴力。書いてしまったものはどんなところでもひとり歩きしていつてしまいますので、それはもうとめることができない。警察がそれを取り除いたとしても、誰かがコピーしてまたどんどん広がっていつてしまう。言葉の暴力と、またペンで書いた暴力ですね。そのペンの暴力というのも非常にすごいことになるのだぞという、事の重大さをしっかり教えていくといったものがやっぱり必要なのかなと思いました。

それで、スクールカウンセラーが月に1回来ますと。ただ、皆さん方もそうなのだと思うのですけれども、「僕ってちょっと心に病があるのかな」と思ったら、いきなり精神科に行く人はいないのですね。ですから、そのときに内科の先生にかかったりとか、そういったところで、素人がいつまでも持っていてはいけないのですけれども、スクールカウ

セラーに行くというのは、そこへ導くということが、スクールカウンセラーへまで持って行くということがすごく大切で、その道をしなければいけない。そうすると、そこにあるのはやっぱり担任の先生だったり、女子だったら女性の先生とか保健の先生だと。

そうなる、ここには人の言葉を聞く——先生のさっきの言葉というのは、この冊子の中にありましたけれども、実際は聞く態度という。我々は傾聴術というふうに言うのですが、この傾聴術というものもしっかり学んでいかないと、それで導く、人の話を聞いてあげる手段、それとコミュニケーションスキルとって、会話する能力、そういったものを教師の中、校長先生とかではなくて、一人一人の教員が繰り返し繰り返しやらないと、これは自然には出てこないのですね。

ですから、専門家もいますし、そういった専門家をどんどん呼んで、そういった形で取り組んでいくという姿勢を今後も、今が不十分だというわけではないですけれども、よりあってはならないことと考えれば、やはりどんどんこういった形でスキルアップしていくことは大切かと思しますので、もしその辺もご検討いただければと思っております。

指導室長

今、渡邊委員からお話のあった人との衝突というのは、やはり集団を組んでいる以上はあるということは間違いないことで、時にはわかっていてあえてきつい言葉を使ったりとか、相手をダウンさせるような言い方をすることは確かにあるのです。一人一人に対応することも必要なのですけれども、集団として、例えばクラスとしてそういうことはいけないのだというような耕しの部分になってくるのですが、そういうことは先生がいけないと言うのではなくて、クラスの中でやはりそういうことはいけないのだよというような雰囲気をつくれる。道徳心とか、規範意識とか、いろんな言葉があるのですが、そういうことをきちんと子どもたちにつけていく。

具体的に言うと、よく小学校などであるのは、「いいところ探し」と言って、人の悪いところは目立つのですが、いいところは意外に自分でも気がついていなかったり、そういうことがありますので、あえてそういうようなことを子どもたちに投げかけて、「ああ、誰々さんはこういういいところもあるのだな」というところで、肯定的な評価をお互いにできるようなクラスづくりをしていくと、何かトラブルが起きたときに子どもの中で自浄作用が働いていくのかなというふうにも考えます。

それから、傾聴するというのは確かにおっしゃるとおりで、カウンセリング・マインドという形で教育相談研修会を毎年やって、そのところで力を入れているのですが、やは

り研修を常に重ねていかないと、そのマインドはだんだんなえてくる部分もあるので、これは教育委員会としては毎年行っているのですが、そのあたり再度、検討課題といいますか、どう発展させていくかは今後考えていきたいと考えています。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

教育長

教育委員会が学校でできる対応というのは、先ほど高木委員がお話ししましたように、まずは早期発見、早期対応ということですが、やはり常日ごろから予防ということも意識をしながら取り組んでいかなければいけないと思っています。

予防の中には、先ほど指導室長が説明したように、学校の雰囲気をも明るくするとか、直接いじめと結びつかない環境の整備が大事なのですけれども、やはりそれ以外に、学校だけでできることではなくて、子どもたちが24時間生活している中では、学校というのはたかだか6時間とか7時間、そのぐらいですので、それ以外の時間で自分たちがどこで活躍して、自分たちがどう認められて、どういう人たちと学校以外で関係を結んでいくかというようなことも非常に大事だと思っています。

なかなかその時間が今の子どもたちにはとれなくなっていたり、世界が狭くなっていたり、あるいは家庭に帰っても、家族の数も少なくなったり、兄弟姉妹の数も少なくなったり、いろんな人たちと関係をつないでいく機会が少なくなっている中で、やはり放課後の時間でありますとか、地域での生活の時間というのが非常に大事になってくるのだらうと思って、きょう大勢地域の方もおいでになっているので、ぜひそういうところを後でまたご意見をいただければと思いますけれども、お願いをしたいと思います。

子どもたちがさまざまな場面で自分たちの居場所があるということが、ひいては予防ということになってくるのではないかなと思いますので、今ここに、子ども教育部の中には学校地域連携ということで、学童クラブですとか、キッズ・プラザの担当とか、家庭を支援するということで、子ども家庭支援センターの所管もありますので、指導室だけでなく、子ども教育部全体として取り組んでいくことが大事だなというふうにも思っているところです。

大島委員長

私も常日ごろいじめのことは気にはなっているのですが、今はもう大きくなりましたけれども、私の娘が小学生のときに、クラスの女の子の友達がいじめられたと。そのときは

クラスでも相当問題になりまして、その子は靴を隠されたりだとか、物をとられたり、無視されたりとか、かなりかわいそうな状況で、学校も一時期行かなかつたりということがあって、そんなようなことも今思い出したりしました。

ともかくいじめは絶対に許さないということを中野区の教育として進めていかなければいけないというのはもう強く感じているのですが、時間の関係もありますので、次に「体罰の根絶に向けた取組について」のほうにテーマを移りたいと思います。

指導室長、説明をお願いします。

指導室長

それでは、体罰の根絶に向けた取組ということでご説明をします。説明に使う資料は、A4、1枚物と「体罰の防止に向けて」の教員の研修資料を使って説明したいと思います。

この体罰なのですが、皆さんご案内のように、大阪の高等学校で起きたことが全国に波及をして、各都道府県でいろんな調査が行われました。東京都においても実態調査が行われまして、先週でしょうか、5月23日、24日ぐらいの新聞で、内容が重いものについては学校名を公表するということが行われました。皆さんもごらんになった方がいらっしゃるのではないかなと思います。

中野区においては、幸い体罰に当たるというものはなかったのですが、A4、1枚物の資料の一番下に「参考」ということで載せさせていただきました。不適切な指導に当たるという内容のものが中学校で3校、6件ほど発生をしています。これは東京都も体罰があるかどうかについて細かく詰めたのですが、不適切な行き過ぎた指導というところでしょうということで、学校名が公表されることはなかったのですが、このほかにも私ども指導室には、保護者の方から先生の不適切な言葉遣いがあったとか、対応について幾つか苦情も寄せられています。これらを考えていくと、教師それぞれの持っている指導観があるのですが、それをやはり見直すことが必要になってくるのではないかなと思っています。

体罰についての考え方なのですが、これは絶対だめというのが結論で、その資料の「目的」のところにもありますが、法律でまず禁止されています。ですから、体罰をすることでいいことは何もない。最終的には学校と保護者、地域との信頼を損なうことになりますので、原則絶対だめということで、はっきりしています。

法律で禁止されているということですので、ちょっとそこについて説明いたしますが、「体罰の防止に向けて」の資料の3ページをお開きください。

その法的な根拠なのですが、学校教育法の第11条に規定されています。「校長及び教員

は」ということで、懲戒を与えることはできるのですが、体罰を与えることはできないという表現になっています。懲戒というのは、いわゆる懲らしめる、きちんとしかるということに当たるのですが、体罰をしてはいけませんよというふうになっています。

では、体罰についての見解は、隣の2ページに文部科学省の通知が載っているのですが、①から③まで四角の中に書いてあります。体罰は身体に対する侵害、有形力の行使という言葉を使うのですが、要するにたたくとか、蹴るとか、そういうようなことになります。

ただ、どこまでが懲戒で、どこまで体罰というのは、③のところに書いてあるのですが、いろんなケースによって一概に言えないところもあるというふうにも書いてあります。「一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか」が観点となりますよというところがあります。ただ、やはり基本的にはたたく、殴る、蹴るというのはもう論外ということで考えていきたいなと思っています。

それから、その下に、体罰を判断するには次の3点がポイントになるということで、2ページの下の方の四角に三つ載っています。「目的」と「様態」と「継続時間等」というところで示されています。

そこを見ると、1番のところなのですが、最初は指導するためであっても、だんだん先生も興奮をしてしまって、それが指導の範囲を逸脱するようなことではだめです。それから、「様態」のところ、先ほど申し上げた身体に対する侵害、肉体的な苦痛を伴うものはやっぱり体罰でしょう。それから、時間のところなのですが、後ほど説明をいたしますが、例えば「しばらく立っていなさい」なんていうのがあるのですが、それが1分なのか、10時間なのかで全然これは変わってきますので、そういう継続の時間というのも一つのポイントになってきます。

3ページにまた戻っていただいて、その下の「教員の責任」というところで、今回、関西のほうでいろいろ取り上げられた、殴る、蹴るという話は暴行に当たりますので、それについてはきちんと教員のほうも責任をとらなければいけないということは明確にする必要があると思います。「つい興奮して」と言って、殴ったほうはつい興奮したかもしれませんが、殴られたほうは「ごめんなさい」では済まないというところはやはりきちんと考えていく必要があるのかなと思います。

ただ、そうはいえ、学校の先生はいろんな形で子どもたちに指導をしていきます。悪いことは悪いときちんと言わなければいけないというところで、4ページ、5ページを見ていただきたいのですが、ここに「児童懲戒権の限界について」という昭和23年、法務庁

の法務調査意見長官回答があります。例えば第一問というところを見ますと、放課後に教室に残すのは、これは体罰なのか。それから、もう少し言うと、監禁罪に当たるか。そういうことを主張する保護者の方もたまにいらっしゃるのですけれども、そうなのかというところで答えが下のほうに載っています。

ここを読んでいきますと、例えば3番目のところで、放課後教室に残留させることは、通常、体罰には該当しない。ただ、4番目のところで「合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば」というところで、30分ぐらい残して話をするのか、それが何時間も続いて延々と、例えば夜暗くなってから子どもが帰るようなことになるのかというところは、やはり線引きはきちんとしていかなければいけないということになります。

右側に行ってくださいまして、遅刻した子どもに、「おまえはおくれてきたのだから、教室に入っちゃだめだ」というようなことは、これはだめです。教育を受ける権利を奪ってしまうということで、別の方法で対応しなければいけないということがあります。回答の下から2行目に、「懲戒の手段として、たとえ短時間でも、この者に授業を受けさせないという処置を採ることは許されない」という形になります。

第三問は、けんかその他、ほかの児童の妨げになるような子どもたちを教室の外に出すとか、「しばらく立っていなさい」と言うことは許されるかということに関しては、これはほかの子どもたちに大きな妨げになる場合は許されるところがあります。そのあたりを踏まえて、どこまでが指導になるのかという、以下第五問、第六問と載ってはいるのですが、後ほどまた読んでいただければと思います。

そういうことを踏まえて、これは繰り返しになるのですけれども、そのときに例えば殴るとか、蹴るとか、教室に入れないとかいうことをしない方法をどうやって教員が対応していくかというところがとてもつらいところなのですが、求められていることだろうなと思っています。

それから、資料のところでも少しお話をしますが、7ページ以降、7ページのところには「体罰の事例の主な問題点」ということで、これは客観的に読むとおかしいなというところなのですが、実際、当事者になると、つい頭に血が上ってということもあるとは思いますが、そういうような形で、先生たちにはこういう事例から学ぶことも必要だということで、研修資料として載せています。

同じように、10ページ、11ページ以降にも「体罰と考えられる事例」で、この分析のところは、例えば教員研修の中ではここにマスキングをして、これの問題点はどういうこと

なのかということを考えてもらいながら研修を進めるやり方もあるのですが、こうやって分析していくと、やはりこれは体罰だろうということがはっきりわかるものを載せてあります。

戻っていただきまして、8ページ、9ページをちょっとごらんください。

先ほどいじめのときにもお話をしたのですが、子どもをどう見ていくか、子どもに対して自分がとっている行動が間違っていないかをセルフチェックすることも必要です。8ページのところにはセルフチェックのリストが、管理職の立場、教職員の立場で載せてあります。

例えば教職員のほうの二つ目の四角、「軽い気持ちで叩くというような指導を行っているか」。そう言えば、つい頭をポンとやったというふうに思ったら、やっぱりそれはチェックをして、自分を戒めることにつなげていっていただきたいなと思いますし、真ん中よりちょっと下、「児童生徒の話をじっくり聴いたり、児童生徒が理解し、習得するまで待ったりするなど、ゆとりを持った対応や指導をしているか」。やっぱり子どもの話をじっくり聞いてあげることで、子どもの悩みを理解できるでしょうし、子どもの満足感も出てくる。そこから信頼関係が生まれるというようなところがあります。

その二つ下、「体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めさせることができるか」。これはなかなか若い先生には難しく、教員の採用の面接のときに、「あなたは、もし隣のベテランの先生が体罰をしていたら、それをとめることができますか。どうしますか」なんて聞くと、すぐとめるということをする方はやはり少ないです。ですので、それはやっぱりとめるのが筋だということで、きちんと押さえておきたいことだろうと思います。

それから、先ほど何人かの委員の方から出ていた、一番下の「スクールカウンセラーや養護教諭など、他の教職員等と連携して指導にあたっているか」、これはやっぱり大切なことだと思います。どうしても一対一、又は一人で全部を抱えようとする、つい力に頼る。大人としての力に頼るような指導が行われる可能性がある中で、やはり落ちついて対応するという事は、複数の目でその問題をどう見て、どういう対応が必要かということを考えていくと、体罰は大分防いでいけるのかなというふうに考えています。

私の説明は以上でございます。

大島委員長

では、このテーマにつきまして、委員の方のご発言がありましたらお願いします。

高木委員

体罰の問題に関して、私はあまり問題は、簡単と言うと語弊がありますが、体罰が是非かとよくマスコミで言いますけれども、これはもう指導室長から説明があったように、議論の必要がないのですね。法律で、学校教育法第11条でだめと言っているのですから、だめなのです。なので、体罰が起らないように、我々が学校の管理職の方としっかり先生方の研修をやって、そういう土壌をなくしていくということに尽きるのかなと思っています。

ただ、私がちょっと難しいと思うのは懲戒ですね。懲戒と言われても、皆さんびんとかないと思います。大学や短大にも懲戒というのは実はありまして、この学校教育法にも「学生」が入っているように、退学ですとか、停学ですとか、訓告。公立の小中ではありませんが、そのほかに口頭の指導があるわけです。その中で、いわゆる不適切指導ですね。中野区では前回の調査でもはっきりとした体罰はなかったのですけれども、やはり不適切な指導は、ちょっと肉体的な接触があったりとか、あるいは言葉の暴力であったり、ここはなかなか根絶していくのは難しいのですけれども、これを中野区としてどういうふうに取り組んでいくのかというのを問題意識を持ってやっていくことが大切なのかなと思っています。

大島委員長

では、ほかにございますでしょうか。

渡邊委員

今、高木委員が言われたように、体罰は言語道断で、もうお話になりませんと。単純に言うそうです。例えば学校だと、先生と生徒という立場にありますけれども、実際は考え方を変えると、子どもと大人という考え方もありますし、権力者と権力のない者、そういう表現にもなるわけで、権力がある者が権力のない者をいじめるという形はあってはならないし、話になりませんというところですが、やはり新しい先生、先生になったばかりの先生は物すごく熱意を持っているわけですが、その熱意が体罰だと言われてしまうと、これは非常に難しいところになってしまうのかなと。

子どもたちに教えようというその熱意が体罰になってはならないですけれども、体罰がいけないから、テレビのように講義をしていけばいいのかというと、そういった教育もちょっといけないかなと思います。あまり萎縮させてしまっても実際はいけなくて、社会がその辺を正しく見守る力が本来一番大切なのかなとは思っておりますけれども、さっき言ったように難しい。懲戒を加えるだとか、体罰はもういけない。でも、その懲戒のレベル

というのをやはりみんなで共通の理解を持って、言葉で、チェック項目でこれはだめ、これはいいとかではなくて、みんなと理解を持ってそういったものをつくっていくことが大切なのかなと。

ですから、先生たちのモチベーションをあまり下げるばかりで、これはやっちゃいけない、これはやっちゃいけないだと、それは決して生徒のためにもいいことではなくなってしまふような気がします。大変難しい問題ですけれども。

小林委員

ほかの委員の方からも出たように、体罰については許されるものではないというのは言うまでもございません。実際に教員研修を進めていく中で、事例がこの資料の中にも10ページからあります。非常に有効なものだと思います。こんな場合にはこうだと。

ただ、一つだけ気になるのは、12ページから「教育的指導と考えられる事例」ということになると、これぐらいは許されるのかということなのですが、ただ、よくよく見ると、例えば「両手で頬をおさえて顔を向けさせた」。これは教育的指導として容認されるかという、場面によっては、男性の先生が女子の頬をおさえて向けさせたら、これはどうなのか。それはまた違った意味で、セクハラとか、そういったいろんな面があると思いますので、この事例の扱いについては慎重に行っていくことが大事かなと思いました。

それから、きょういじめと体罰の二つのテーマが取り上げられているわけですが、この共通点はやはり何といても人権感覚の欠如というか、これをしっかりとつけていくことが大事かなと思います。

先ほど来もいろいろ話が出てきたと思うのですが、人権感覚というのは時代の変化とともにすり減っていくわけで、やはり常にそれをチャージしなければいけない。変な言い方ですけれども、私たち大人が、私も含めて皆さんもそうだと思いますが、やっぱり人権感覚というのはすり減っていきますから、研修で補っていかなければいけないという側面があると思うのですね。

したがって、何かあったから、大阪でこうだったから、どこかでいじめの問題があったからといって、非常に熱心にどの地域でも取り上げますけれども、そうではなくて、常に恒常的に取り上げていくというのですかね。それが今後問われていると思いますし、これまでもそうしてきたと思うのですけれども、殊さらその部分を強調して、先ほどもいじめのほうで、区内のいわゆる研修の取組の一覧が右下にあったと思いますけれども、もっとそれを充実させるというか。それから、そこにはないけれども、いろいろな先生方の集ま

りのときに、またはこういう場でどんどんアピールしていくとか、そういった未然防止、予防に向けての取組を仕掛けていく必要があるかなと感じました。

以上です。

大島委員長

では、会議の途中ですけれども、ただいまの協議事項に関して傍聴の方のご意見をお伺いするために、ここで一たん会議を休憩し、傍聴者発言の時間を設けたいと思います。

それでは、定例会を休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時09分再開

<定例会再開>

大島委員長

それでは、定例会を再開いたします。

では、ただいまのご意見も踏まえて、引き続き各委員からご発言がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

高木委員

傍聴者の方の発言の中から、地区懇談会で頑張っている方から非常に貴重なご意見をいただいたと思います。

今、私は江古田四丁目にあります国際短期大学で学長をしているのですが、小さな学校ですので、小・中学校の校長先生のように学生と話をしますが、今、学生はみんなほとんど全員スマホを持っているのです。LINEというソフトを使っているのですが、皆さん、ご存じですかね。実は私は最近まで知らなくて、私はまだガラケーを使っているのですが、そのLINEというのでアプリケーションを入れると、無料で通話やメールのやりとりができるのですね。

非常に便利なのですが、「メールが来たのに返事をしない」とか言ってもめたり、「じゃ、私はやるのをやめる」と言うと、仲間外れ状態になるというようなことを学生から聞いて、ああ、そうなのだ。現場にいる我々でもそんな形ですから、保護者の方が普通の会社員の方ですとか、主婦の方が子どもたちのITの現状を理解するのはなかなか難しいですよね。ですから、ご発言があったように、区のほかの部署と連携をして、そういった

ことを進めていくのは非常に大切だなと思っております。

あと、スクールソーシャルワーカーの事業に関しては事務局で誰か説明できますか。

指導室長

スクールソーシャルワーカーを現在配置して、今年度、2名体制で行っています。予算との関係もあるのですが、勤務する時間の制限があるので、十分にきめ細かいところまで活用できているかという点、不十分なところもあるかもしれませんが、ただ、家庭ですとか地域の方たちとの横のつながり、子ども家庭支援センターとのつながりなどもあるので、1件1件対応するのは物すごく時間がかかるケースが多いですね。そうすると、数の面で十分な対応ができない部分はあるかもしれないのですが、二人体制でも一生懸命頑張っていますので、また情報等をいただければ、学校を通して情報が入ってきていますので、鋭意活用していきたいと考えております。

教育長

高木委員がおっしゃった内容で、冒頭の傍聴者の方の発言もありましたけれども、今のパソコンとかスマホの現状に保護者の方はもう全然追いつけないというのは、私なんかは今の保護者の方よりもっと上の年代で、もっと追いついていないのですけれども、区の専門家が来て研修をというお話もあったのですが、区の担当でもなかなか皆さんに情報提供できるようなところがないのです。

学校のセーフティ教室などではNTTドコモの方に来ていただいたりとか、その程度のことぐらいがせいぜいかなと思っているのですけれども、実は区で今、学校・地域連携でやっていますハイティーン・フォーラムという事業がありまして、これは区内の中学生、高校生のお子さんが区役所に集まってきてもらって、年間を通じて相当回数、毎週土曜日だったと思うのが、一つのテーマについて自分たちが調査をして、研究をして、意見としてまとめて提言をする。それは年度末になって提言をするという年間を通しての事業なのですけれども、たまたま昨年度がパソコンや携帯のセーフティネット、どうガードしていくかみたいなテーマだったのですね。

そのときに発表した内容がすごくよくて、DeNAという会社などに取材に行ったりとか、子どもたちが自分で調べたものを発表するという点で、自分たちが自分たちで身を守ることも大事なのだといういい提言をしてくれたのです。その発表の場面でグループに分かれて、私たち大人世代の人がいっぱい傍聴に来ていたので、大人世代の人と子どもたちがグループになって話し合うという企画だったのですけれども、その中で、高木委員

が今おっしゃっていたLINEを利用している中高生が多いということで、私は本当にびっくりしたのですけれども、そういう子どもたちと保護者世代の人たちが話し合うという機会もとても大事だなと思いました。

専門家が来て話をしてもらおうというのがありますけれども、子どもの現状を子どもの口から聞く。親子だとなかなか聞けないのだけれども、そういう場を私たち行政が設定することによって、客観的にお互いに話し合いができるという場面も必要だなと思いましたので、傍聴の方のご意見を受けて、今後、そうした機会も持てれば良いなと思っています。

渡邊委員

きょうは地域の教育委員会ということで、地域の方々の声が聞けたことは本当に素晴らしいことだなと思っております。

今、何名かお話しいただいたのですけれども、ここで不謹慎ですけれども「うん、うん」と言って拍手したいような気分でした。本当に大切なことで、私は中野工業高校の産業医も担当していて、ITの安全、セーフティということで、NTTの人が来ていました。でも、実際、そのときの話というのは、悪い業者にひっかからないようにという話とか、わいせつなところに入り込まないとか、そういう話がほとんど中心であって、確かにこういうものを使っただけのこととか、そういった話になかなか踏み込んでいないなと。

我々はハードを整えて、こうやっています、こうやっていますと、ここにもテキストのように示しましたけれども、それがあまりちゃんと機能していないところを指摘されたような気分で、この辺についてはもうやはり確実に対応していかなければいけないと思っておりますし、いじめの問題でも、スクールカウンセラーがどこにいるの。それを言われてしまったら、本当に我々としては申し訳ないと言わなければいけないです。

やはりいじめの問題としては実態の把握がとても大切で、大阪の問題でも記名式で物を書かすなんていうのは、本音を本当に書かせたいのかというような意見もあるけれども、皆さんの言葉が届かない。そういうことのないように、必ずどうやったら実態の把握ができるのか、ということを真剣に考えていかなければいけないのかなと感じております。

教員の熱意というのは本当に難しいところだと思うのですけれども、これはやはり指導室長とか教員の人たちに、結局、責任感と熱意というものがなければ、教員というのは恐らくできないのだらうと思いますので、使命感と責任感を持って取り組んでいけるような体制を整えるべきかなと。

一番大切で、皆さんとここで教育委員会をやったかいがあったのは、やはり地域での支えが必要だというふうに言っていて、教育長もおっしゃっていましたが、子どもたちが学校にいる時間は長くて7時間。学校は何をやっているのだ、家庭は何をやっているのだという言い合いはもうこの場をもって終わりにして、やはり子どもたちを育てるのは地域であって、学校であって、家庭であってということですから、これはなすり合いではなくて話合いで、よりよい学校をつくっていく方法を、今どうしたらいいのかというのは確かにわからないですけれども、それを命題にして検討したいなど。必ず検討していきたいなと思いました。またどうぞ今後もどんどんご意見をいただいて、その意見からよりよくしていけるように頑張りたいと思います。

小林委員

今、傍聴の方々から非常に教員に対しての共感的なご意見や、また、熱意がどうかという厳しいご意見、これは両者ともしっかりと受けとめて、今後の私自身の職務にも生かしていきたいなと思っています。

それから、スクールカウンセラーの件で、確かに先ほどのどこにいるのかわからないというお子さんの声ということなのですが、これは私も先ほど申し上げたように、どう活用していくかというのは今後の課題だと思います。ただ、スクールカウンセラーの場合には、常に全体の子どもと交わることで、そういう時間を持つことがいいかどうかということもいろいろあると思います。それから、子どもだけでなく、保護者の方も直接スクールカウンセラーを訪ねていただいて、有効活用していただくことも大事かと思えます。

特に、恐らく小学校よりも中学校だとそれが多くなってくると思うのですね。やっぱり子育ての悩みとか、だんだん難しい状況になって、親御さんが直接スクールカウンセラーのところに行っているいろいろお話を伺う。ですから、いろんな使い方、有効活用があるかと思えますので、こういう場でどんどん啓発をしていく必要があるのかなと感じました。

以上です。

大島委員長

それでは、そのほか体罰についてはもうよろしいですかね。先ほども意見が出ました。

それでは、いろいろ各委員からも意見が出ましたし、傍聴の方からも貴重なご意見をいただきまして、このいじめ、また体罰の根絶についての協議を終了したいと思います。私も今いろいろ意見を伺っていて、いじめにつきましてはいろいろ課題があるということも

自覚いたしました。早期発見ということの端緒になる、どこに訴えたらいいかというそのPRも必要ですし、それから、訴えが来た後の対応についても、担任の先生だけに任せる、負荷がかかるということではなくて、学校全体で協力し合って、情報も共有して対応しなければいけないという問題もあります。

それから、今の進んでいる子どもたちの間の通信手段、そういうものによるいじめの根絶への対応というのは、我々大人といいますか、年配の者にはついていけない状況があります。ですけれども、これは私たちも勉強して、そういう今の進んだ通信手段によるいじめへの対応ということも十分これからやっていかなければいけないなというふうにも思います。

それから、いじめをしている加害者の子どもへの支援といいますか、やはりその子が自分がしたことの意味をちゃんと自覚して、人権感覚とか、思いやりとか、そういうことにも思いをいたしてもらえるような、そういう意味の教育的な配慮も必要なわけです。

そう考えていきますと、学校全体での人権感覚を養うことも大事ですし、それから、やっぱり子どもは家庭の中で生活しているわけで、親御さんとか家庭の状況がどうなのかなということも背景として大事なことになってくるわけで、いじめをしている子どもが家庭の中で、例えば親から虐待をされているようなことがないかどうかとか、家庭全体で乱暴な言葉を使っているとか、そういうところまで支援をしていくべきではないかなと今思ったりしております。

また、体罰については、体罰がいけないというのはもうみんなの共通認識なのですが、教育的指導とか、懲戒ということとの限界、区別という点になると、個々具体的なケースについてはなかなか難しいところがあるということです。この中野区でつくりました冊子のような事例がいろいろありますけれども、そんなことも参考にして、教員の人権感覚を磨いていく、私たちも教員をきちんと指導する、そういうことが大事だなということを経験してまた改めて考えたところでございます。

いずれにしても、いろんな事件がありますと、教育委員会という、すぐに何でも隠してというようなことがニュースになったりしますが、中野区はそういうことがないように、隠蔽ですとか、委員の保身を図るみたいなことがないようにやっていきたいと思っております。

それでは、協議事項はこれで終了いたします。

<報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

前回、5月24日の第16回定例会以降の主な委員の活動について、私から報告いたします。

5月27日の月曜日、平成25年度中野区立中学校PTA連合会の総会が行われまして、私と小林委員、田辺教育長が出席いたしました。

私からの一括の報告は以上です。

では、各委員から補足的な報告等がありましたらお願いしたいのですが、私から、5月25日土曜日、この日はいろいろな学校で運動会が集中的に行われているような日だったのですが、白桜小学校の運動会を見てまいりました。

白桜小学校は、白桜アンサンブルというものがありまして、6年生全員が参加しているブラスバンドというのでしょうか。管楽器がたくさん学校にそろってまして、トロンボーンとか、大きなチューバみたいな、ちょっと名前は間違っているかもしれませんが、立派な管楽器をたくさんの子どもが持って、もちろんそのほかの鍵盤ハーモニカとか、そういうのもありました。初めにマーチを演奏しながら回って、それで始まるというようなことで、とても立派だなと思いました。演奏してほしいという要請はたくさんあるそうなのですが、なかなか練習時間がとれなくて、レパートリーがふえないのが悩みだというふうに校長先生はおっしゃっていました。

あと、応援合戦とか、大玉送りとか、もちろん徒競走もありますし、いろいろありまして、天気も曇りぐらいであまり暑過ぎず、ちょうどいいかなということでした。1年生が61名入ったそうで、2クラス、総勢では303人の生徒数だということでした。

私からは以上です。小林委員、どうぞお願いします。

小林委員

私は、27日の午後に、渡邊委員とともに区議会の本会議で教育委員就任のご挨拶をしてまいりました。

以上です。

大島委員長

高木委員、お願いします。

高木委員

私は、5月25日土曜日、江原小と平和の森小の運動会を見てきました。江原小の第2校庭はちょっと狭い、あまり広くないところで、402人の児童が一堂に会しまして、保護者の方もたくさん来まして、非常に盛り上がった運動会だと思います。

特に記憶に残ったのは、ラストラン100メートル走、6年生が最後の運動会で100メートル走るわけです。第2校庭は、通称、魔のカーブというのがありまして、ここは連合運動会でほかの学校の児童が来ると必ず転ぶという、非常にカーブがきついのですね。江原小の児童はカーブ手前でうまく減速して、出るときに最大スピードで行くというわざを持っていて、江原小のホームだと非常に強いと言われているのです。でも、結局1人転んだのですけれども、特別支援学級の子どもも参加して、非常に力走を見せてくれたのが印象に残りました。

平和の森小学校は児童数580人と非常に多くて、ここもあまり校庭は広くないのですが、非常に工夫をして運動会をやっていました。ここも一番記憶に残ったのは、「決戦 妙正寺川」という6年生の騎馬戦ですね。3回戦でして、1回目は普通に団体戦で帽子をとって行く。2回戦が一騎打ちで、円の中から押し出すか、崩れるか、帽子をとられたら負けということで、結構押し出し負けがありました。これは圧倒的に白が勝って、赤は全然大差で3回戦は負けそうだったのですが、最後の大将戦をとると10ポイントということで、そこでうまく赤組が作戦を練って、結局タイに持ち込んだので、非常に見応えがある騎馬戦でございました。

私からは以上です。

大島委員長

では、渡邊委員、お願いします。

渡邊委員

先ほど小林委員から報告がありましたが、小林委員とともに5月27日、区議会で教育委員就任のご挨拶をさせていただきました。

以上です。

大島委員長

教育長。

教育長

私も5月25日土曜日、運動会を何校か回ってきまして、この地域の多田小、新山小、神

明小と歩いて回りました。それぞれ保護者だけでなく、本当に地域の高齢者の方を含めて、大勢子どもたちを見守ってくれているのだなという思いで、子どもたちよりもその周りの方のほうが多いくらいかなと思いましたがけれども、それぞれの学校が工夫をして運動会をつくっていて、とても地域で楽しんでもらっているなという印象がありました。

以上です。

大島委員長

では、ただいまの各委員からの報告につきまして、質問、ご発言はありますでしょうか。よろしいですか。

では、次に事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

大島委員長

では、事務局報告事項の1番目、「中野区立図書館の管理運営状況について」の報告をお願いします。

副参事（知的資産担当）

それでは、お手元にお配りをいたしました「中野区立図書館の管理運営状況について」ご報告いたします。

中野区立図書館につきましては、本年4月1日から指定管理者制度へ全面移行をしたところでございます。本年4月の1か月間の状況ということで、ご報告をさせていただきます。

まず、1番でございます。「図書館職員の配置状況」ということでご報告をさせていただきます。①、中央館、地域館の職員数でございますが、指定管理者はヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体でございます。現在、162名の職員の方で運営をいただいているところでございます。②、司書率でございますが、職員のうち司書の資格を持っている方の割合が65%を維持しているという状況でございます。

2番、「利用状況」をごらんいただきたいと思っております。表の中をごらんいただきますと、新規登録者数は1,765名の方でございました。前年同期と比較いたしまして14.1%の増でございます。資料の個人貸出冊数は16万1,421冊余りで、これは昨年同期と比較いたしますとマイナス3.2%ということで、若干落ちている状況でございます。また、中央図書館の入館者数、8万648人ということで、昨年同期と比べますと6.2%の増となっているところでございます。

表の下に企画提案事業ということでご紹介をさせていただいております。この企画提案事業と申しますのは、指定管理者から独自に企画提案をいただいた事業でございます、これまで中野区として実施していた事業にプラスの提案の事業でございます。

内容といたしましては、ここに書いてございますように、紀伊國屋書店のレファレンスセンターを活用いたしましたレファレンス・サービスの充実が図られているといったことでございます。

また、今後の予定の事業ということでご紹介をさせていただいております。ICT(情報通信技術)に関する講習会、「親子でご利用頂く為のタブレット型PCの講習会」でございますとか、「はじめての方を対象としたタブレット型PCの講習会」など、これを5月下旬ごろから開催してございます。こういった事業内容も民間のノウハウを活用した新しいサービスの内容の一環ということでございます。

また、②では、「子どもへの読書のすすめ」の開催ということで、これはこれまでも区内の商店街の皆様との共催で開催をさせていただいた事業でございます。今般、南台商店街さんの協力もいただきまして、6月25日、26日におきまして、みなみ台夢ひろばにおいてこういった事業も開催させていただくところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

3番は「管理運営状況」、総括的な内容でございますけれども、この4月から指定管理者制度に移行したことを機に、開館日並びに開館時間の拡大を図ってございます。こういったところにつきましては、現在、これまでも周知に努めてきたところでございますが、おおむねご利用者の方からは評価の声をいただいているといったところでございます。

簡単ですが、報告につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いします。

高木委員

企画提案事業のレファレンスセンターのレファレンス・サービスなのですが、現状ですと、例えば検索サイトを使ってキーワードを打ち込むと、その書籍は割と出てきてしまうのですよね。もちろんそこで借りられるわけではないのですけれども、購入ということを前提にすると、いわゆる書籍販売サイトで買ってしまうので、この「レファレンス・サービスの充実が図られている」というだけでは何がどういいのかわかりません。まだ緒についたばかりですので、具体的な事例の報告はできないと思うのですが、具体的にこういう

サービスを提供して、それに対して区民の方からこういう評価をいただいているというのをもうちょっとしたらご報告をいただければなと思っております。

もちろん図書館というのは無料貸本屋ではありませんので、レファレンスは非常に大切なのですが、こういった情報が過多になっている時代ではあり方が難しいですので、教育委員会としてもどういうことができるのかを考えていきたいなど。

あと、「今後の予定」のICTに関する講習会なのですが、「親子でご利用頂く為のタブレット型PC」というのは、多分、電子書籍ということを念頭に置いたのでタブレット型PCなのでしょうけれども、先ほどの情報モラルに関する傍聴者の発言もありましたが、タブレット型PCで電子書籍をとという親子の方がどれぐらいいるのかなど。実際、そういった方がいたときに、そもそも指導までしてあげなくても、多分、お父さん、お母さんが習熟しているから使っていくのかなという気がしなくもないので、例えばこういった機会の中野区あるいは教育委員会全体として——電車に乗っていると、スマホで電子書籍を読んでいる方をたまに目にしますよね。ちょっと通常のスマホより大き目のものが多いかなと思うのですけれども。できればそういったことも、指定管理者ですから、ある程度のコミュニケーションができると思うので、ぜひそういったことも検討していただけると、いろんなチャンネルでICTが上がってくるので、それもぜひ考えていただければなと思います。

副参事（知的資産担当）

レファレンス・サービスにつきましては、ただいま委員ご指摘のとおり、パソコン、インターネットが非常に発達をしていて、非常に簡便な方法でできるということもございます。

1点ございますのは、レファレンス・サービスでございますので、人と人とを介しながら、なかなかPCの操作がおぼつかない方もいらっしゃるという部分については役立つのかなと思っております。いずれにしても実態を評価させていただきまして、またご報告をさせていただきたいと存じます。

講習会につきましても、対象者が小学校低学年の児童さんと保護者、さらに未就学の方も対象としているようなことで、今のところ申込みも多数寄せられているということもございます。これにつきましても結果を見させていただいて、また報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

大島委員長

ほかにありますか。

小林委員

中野区の小学校、中学校は、各学校に図書館指導員を独自に配置して、非常に手厚く事業を進めて、相当な成果を上げていると思うのですね。こういったことを機に、中央図書館も含めて学校図書館とそれぞれの連携というのでしょうか。これをさらに強化していくことは大事だと思いますので、今後またいろいろな場面で工夫や実践を重ねていきたいなと思います。

副参事（知的資産担当）

ただいま小林委員からご指摘をいただきました学校図書館との連携ということにつきましては、昨年、子ども読書活動推進計画第2次というものを定めさせていただいておりました。図書館、家庭、地域、学校のより一層の連携強化ということでは、指定管理者制度に移行した後も十分踏まえた体制をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

大島委員長

そのほか、よろしいでしょうか。

では、次に、事務局報告事項の2番目、「小・中学校校舎等耐震補強工事の実施について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

私のほうから、「小・中学校校舎等耐震補強工事の実施について」、資料に基づいてご報告させていただきます。

耐震補強工事は、中野区区有施設耐震改修計画に基づきまして、耐震性能Bランクの小・中学校校舎、体育館について実施するものでございます。

対象校でございますけれども、鷺宮小学校、新井小学校、第四中学校でございます。

工事期間は、本年の7月上旬から10月中旬の予定でございます。

工事個所と工事内容でございますけれども、鷺宮小学校と新井小学校は校舎について、工事内容についてはごらんとおりになります。第四中学校に関しては体育館の部分になりまして、工事内容はごらんとおりになります。

主な工事ですけれども、学校の夏休み期間中に行いまして、できるだけ学校の運営に支障がないように行う予定でございます。

保護者等への周知でございますけれども、基本的に学校を通じまして保護者等に周知していく予定でございます。

簡単でございますけれども、ご報告は以上のとおりでございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご発言がありましたらお願いします。

私から。この工事が終わりますと、中野区の小・中学校の校舎等の耐震補強工事は全部終わることになるのでしょうか。それともまだ残っている部分があるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

まだ残っております、来年度5校実施する予定でございます。第四中学校にしましては今回は体育館なのですけれども、来年度は校舎ということになりまして、5校実施する予定でございます。それで基本的には終わりということになります。

大島委員長

そのほかにご質問等、よろしいでしょうか。

それでは、事務局からそのほかにも報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、傍聴の方に6月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせいたします。

6月の教育委員会定例会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載しております。後ほどお読み取りいただきたいと思っております。

これをもちまして、教育委員会第17回定例会を閉じます。

午前11時45分閉会